

## 北海道札幌白石高等学校いじめ防止基本方針

### 1 基本方針

今日、いじめは多種多様化し、学校単独では対応が困難な状況が増加しています。いじめをきっかけに深く傷つき、不登校に陥ったり、自ら命を絶つという痛ましい事例も見られ、いじめ問題への対応は大きな学校課題のひとつになっています。

生徒一人一人が安全で安心できる学校生活を送り、健やかに成長できるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、未然防止と早期発見に努めるとともに、その根絶を図るための「北海道札幌白石高等学校いじめ防止基本方針」を定めます。

### 2 いじめとは

#### (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、ある生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを指します。

#### (2) いじめに対する基本的な考え方

「いじめは絶対に許さない」

「いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることである」

「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題である」

この認識のもとに、教職員は在籍生徒の保護者、関係機関等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍生徒がいじめを受けていると思われるときには、迅速かつ適切にこれに対処することが大切です。

#### (3) 本校の基本姿勢

ア 未然防止を徹底する。

イ 早期発見、早期解消に向けて対応する。

ウ 組織的に対応する。

### 3 いじめ対策の指導体制・組織的対応

#### (1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するため「いじめ防止対策委員会」を設置し、日常の指導体制を確立する。

#### (2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合、その解決に向けた組織的な取組を「いじめ防止対策委員会」を中心に行う。

## 4 いじめ対応策

### (1) 未然防止の徹底

- ア 教職員全員の共通理解と情報共有
- イ 日常の授業における指導の充実
- ウ 特別活動・道徳教育の充実
- エ 教育相談の充実
- オ 人権教育の充実
- カ 情報教育の充実
- キ 保護者・地域との連携
- ク 年次会等による生徒情報の共有
- ケ スクールカウンセラーによる相談活動の充実・連携

### (2) 早期発見・早期解消に向けた対応

- ア 日常的な観察と情報収集
- イ 定期的なアンケート調査と面談の実施
- ウ 情報の共有
- エ 教育相談体制の充実
- オ 相談しやすい環境の整備

### (3) 組織的な対応

- ア 「いじめられている生徒」、「いじめている生徒」への対応
- イ 「いじめられている生徒」の保護者、「いじめている生徒」の保護者への対応
- ウ いじめを取り巻く集団への指導
- エ 関係機関との連携

## 5 ネットいじめへの対応

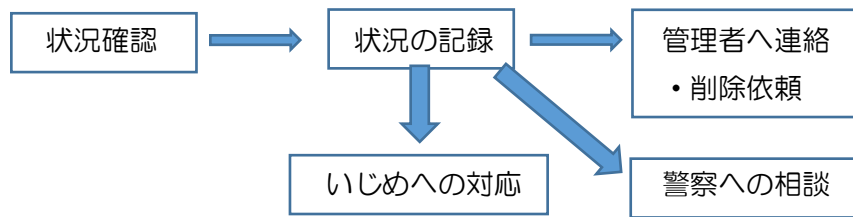
ネットいじめとは文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信・掲示したり、特定の生徒になりすまして社会的信用をおとしめる行為を行ったり、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどの行為を指し、犯罪行為である。

### (1) ネットいじめの予防

- ア 保護者への啓発・協力依頼
  - ・インターネット、携帯電話の使用に関する保護者の見守りを依頼する。
  - ・フィルタリングの設定を依頼する。
- イ 情報教育の充実
  - ・教科「情報」におけるネットモラル教育の充実を図る。
  - ・ネット社会についての講話・研修会を実施して啓発する。(保護者・教員、生徒向け等)

### (2) ネットいじめへの対処

- ア ネットいじめの把握
  - ・被害者からの訴えによる把握
  - ・閲覧者からの情報による把握
  - ・ネットトラブル未然防止を目的とした道教委のネットパトロール情報による把握
  - ・学校独自の定期的なネットパトロールによる把握
- イ 不当な書き込みへの対処



## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

ア いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

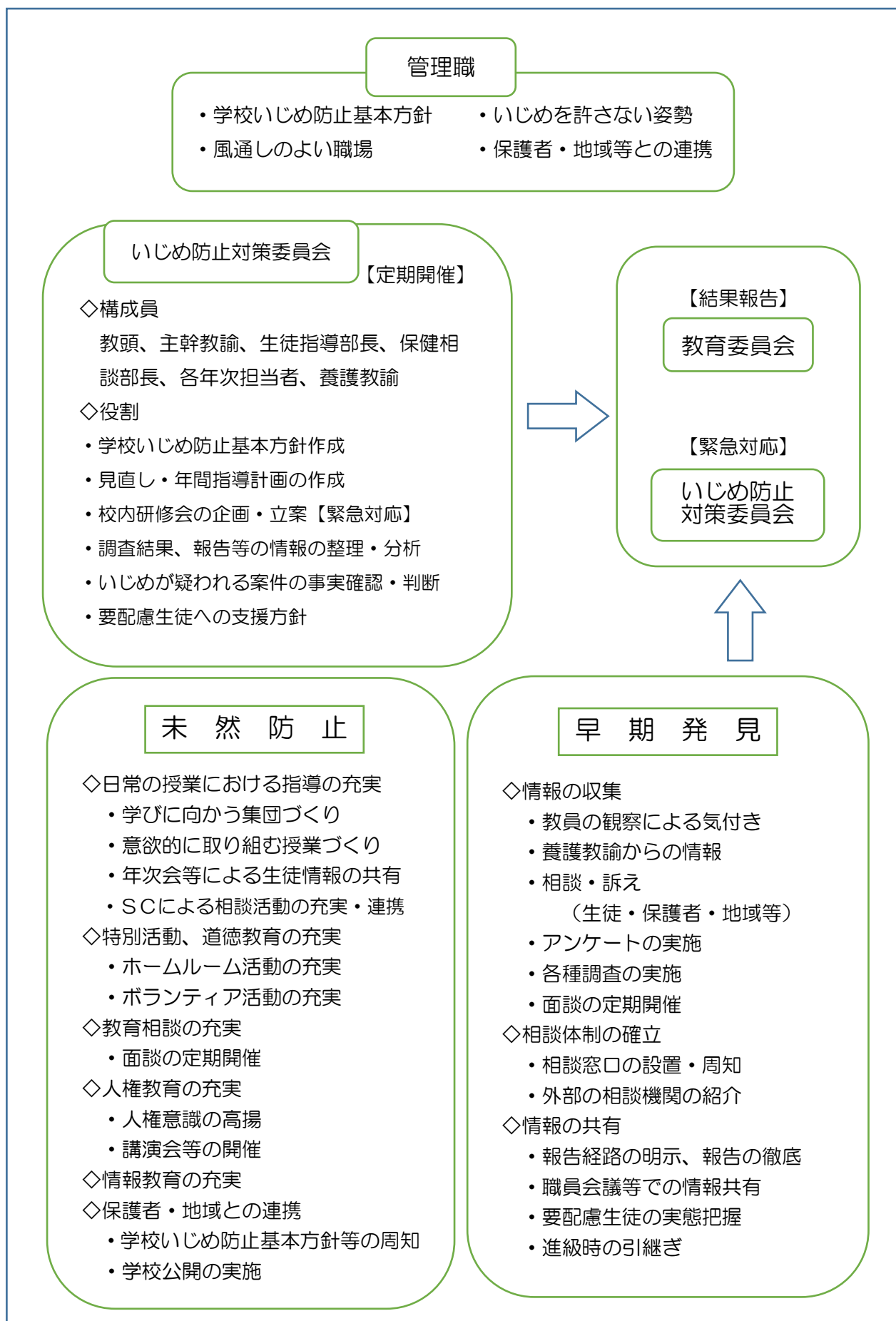
イ いじめにより本校に在籍する生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・欠席年間30日程度
- ・その日数にかかわらず連続欠席している場合

### (2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、教育委員会に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

## 日常の指導体制（未然防止・早期発見）



# 緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

